

第4次相生市子ども読書活動推進計画

1 第4次相生市子ども読書活動推進計画の基本方針

人間にとって本を読むという行為は、言葉を学ぶ、感性を磨く、表現力を高める、創造力を高める等、人格を形成するうえにおいて必要不可欠なものです。特に、子ども期における読書は、こころ豊かな成長、学力の向上を図るうえでの重要な要素のひとつです。

国では、子どもの読書活動に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年に子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定し、20年に第2次基本計画、25年に第3次基本計画、30年には第4次基本計画を策定しました。この中で「発達段階に応じた取組みによる読書習慣の形成」「友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高めること」を基本の方針として、子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項及び推進のための方策を示しています。

また兵庫県においても、子ども読書活動が推進されており、平成27年3月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」(第3次)を策定し、家庭・学校・地域において、様々な取組みが行われています。

相生市でも、この法律に基づき平成17年3月に「第1次相生市子ども読書活動推進計画」(実施期間・平成17年度～平成21年度の5年間)を策定、その後、平成22年3月に「第2次相生市子ども読書活動推進計画」(実施期間・平成22年度～平成26年度)、平成27年3月に「第3次相生市子ども読書活動推進計画」(実施期間・平成27年度～平成31年度)を策定し、子どもが読書に親しむきっかけづくりの取組みを行い、年々児童図書の出冊数も増え、一定の成果を得られました。

また、学校現場において、考える力、感じる力、想像する力、表現する力等、いわゆる国語力が、すべての基本であることの重要性は、深く認識されております。

しかし、第3次計画から5年が経過し、インターネットやスマートフォンの普及により、オンラインゲームなどが子どもたちにとって、非常に身近なものになり、ますます「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されています。

このたび相生市では、諸情勢の変化及び国や県の見直しをふまえ、さらなる子どもの読書活動を推進するため「第4次相生市子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定します。また、「相生市総合計画」、「相生市教育振興基本計画」との整合性を図ります。

3 読書活動推進計画の目標

「子どもが自主的に本を手に取り、読書活動を定着させる環境づくり」

読書に親しむ環境を整え、子どもが読書に対し興味を持ち、自主的に読書活動をする、また、それにより培った読書活動の習慣を定着させることを目標に取組みます。

4 推進計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とし、必要に応じ計画を見直します。

5 現状の子ども読書活動について

相生市では「第1次計画」、「第2次計画」及び「第3次計画」に基づき、児童書の充実やボランティア育成を進めるなど各機関が連携し、「点」から「線」へ、そして「面」へという活動の広がりを重点的に行ってきました。その中で、関係機関が、それぞれの目標に向かって取組み、成果を上げてきましたが、今後においても関係機関のさらなる連携が必要と思われま

6 計画の管理と評価

この計画にかかる施策の取組状況について、計画の進捗状況を把握し、検証と評価を行い、課題を解決しながら継続的な改善に取り組んでいきます。

なお、進捗状況については、社会教育委員会議で報告してまいります。

7 推進体系

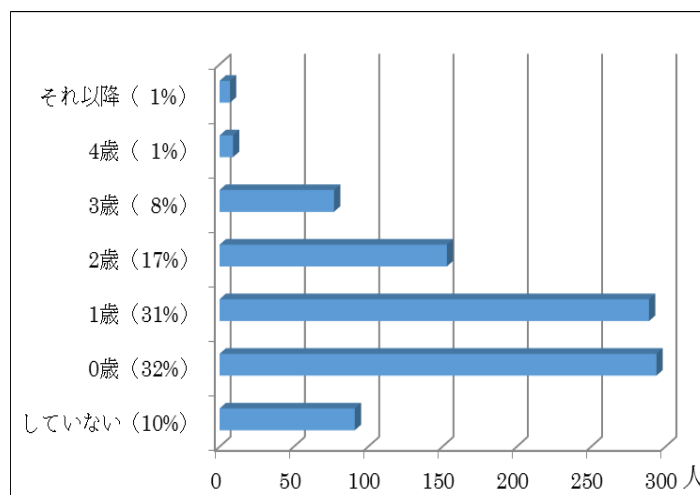
(1) 家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、ボランティア団体、図書館での推進

子どもが自主的に読書活動を行えるようになるためには、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、ボランティア団体、図書館において共通の取組み姿勢が重要となります。そして、各々がその役目を果たすことにより、子どもが読書に親しむ機会が提供されます。そのために、関係機関の意識向上と活動の広がりを目指します。

ア 家庭

【現状と課題】

平成30年に相生市PTA連絡協議会が実施した子どもの読み聞かせに関するアンケート調査によると、保護者が子どもに読み聞かせを始めたときの子どもの年齢は0歳が32%と一番多く、次に1歳が31%、2歳が17%、3歳が8%、4歳が1%、それ以上が1%となっていますが、まったく行っていない保護者も10%みられます。



ブックスタートでの読書相談については、司書が希望者全員の読書相談に対応しています。また、子どもの発達に応じた本に接する機会については、年齢別グループ活動の中で適切な本を読み聞かせるなどして、各家庭に提供しています。研修会、講座についても関係機関が独自に行ったり、図書館との連携により行ったりしています。

その結果、ブックスタート事業等の定着により、図書館における児童図書の出冊数が年々増加するなど、一定の成果を上げています。

今後は、さらに家庭へ幼少期からの読書習慣の重要性を啓発していくことが必要です。

【これまでの取組み】

- ・児童図書の貸出状況の推移（単位：冊）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
49,718 (160,206)	52,106 (161,367)	52,434 (159,562)

※（ ）内は一般図書を含む

- ・ブックスタート配布人数（単位：人）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
220	207	201

【これからの取組み】

家庭での読書活動の充実を図ります。

- ・ブックスタートでの読書相談を充実させる。
- ・ブックリストの配布等により、子どもの発達に応じた本に接する機会をつくる。
- ・本に対する理解を深める研修会、講座を開催する。
- ・子育て応援コーナーの充実を図る。

ブックスタート

4か月児健康診査時に絵本を配布し、子どもが本に親しみを持てるよう、保護者に対して啓発を行っている。

ブックスタートパックの内容 (令和元年度)

- ・絵本
『あっ』
中川ひろたか・ぶん
柳原良平・え
- 『しろくまちゃんとほっとけーき』
わかやまけん
- ・はじめましてえほん
- ・図書館だより
- ・絵本のリスト
- ・みんなおいでよ『子ども劇場』
- ・個人登録貸出票



イ 学校、幼稚園、保育所

【現状と課題】

図書館と学校園所との連携としては、小学校からの図書館見学や中学校のトライやる・ウィーク等の体験学習、団体貸出、学校図書館支援などがあります。

学校図書館業務従事員へは、ブックトークの手法等についての研修や情報交換を行ってきましたが、今後も連携を深める必要があります。

今後もさらに団体貸出等で、市立図書館の蔵書の活用を進めることが望まれます。

学校園所での読み聞かせについては、学校支援ボランティアも活用して定着しているところが多く、おおむね計画通り推進している状況です。

学校図書購入については、朝読書や読み聞かせの実施など、子どもたちの読書活動を推進するため、予算を確保し、学校図書館の蔵書を増やしています。

【これまでの取組み】

- ・1人当たりの蔵書冊数（小学校、幼稚園、保育所）（単位：冊）

平成28年度	平成29年度	平成30年度
30	30	32

- ・トライやる・ウィークの参加人数（単位：人）

平成28年度	平成29年度	平成30年度
6	6	6

- ・ブックリストの配布（単位：回）

平成28年度	平成29年度	平成30年度
3	3	3

【これからの取組み】

学校図書館の運営・活用については、学校との連携を図り、すべての教職員や学校支援ボランティアとの活用などの協力体制を築いていくように努めます。また、図書館と学校、幼稚園、保育所との連携についても、今まで以上に充実したものとなるよう努めます。

- ・図書館の作成したブックリストを配布する。
- ・学校図書館業務従事員の研修会や情報交換会に参加し、助言や情報提供を行うとともに、学校図書館が児童生徒にとって魅力あるスペースとなるよう支援に努める。
- ・学校と連携して授業、課外活動等で図書館の活用を促進する。
- ・学校園所が、朝の読書や読み聞かせを行う。
- ・特別支援学級において、それぞれの子どもたちの状況に応じた読書活動の支援の充実に努める。
- ・トライやる・ウィークの受入体制の充実を図る。

いつでもどこでも本が手に取れる学級文庫

学校図書館に足を運ぶ時間がなくても、身近に本が借りられることで、普段は手に取ることのなかった本に出会うことができる読書環境の整備を行っている。



ウ 地域

【現状と課題】

公民館、その他社会教育施設、福祉施設においては、子どもが自主的に読書に親しむ場となるよう、児童図書の充実を図り、図書の配置の工夫等を行うなど、子どもが自主的に本を手に取りやすい環境整備を行っています。しかし、各施設の立地など地域ごとに条件が違っており、一定のサービスを行うことに対して課題があります。

【これまでの取り組み】

- ・ 公民館等児童図書の貸出冊数（単位：冊）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
774	584	534

- ・ 公民館等での図書配置の工夫

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施	実施	実施

【これからの取り組み】

図書館との連携をより充実させます。また地域の実情に応じ、さらなる支援の充実を図るよう努めます。

- ・ 公民館等での講座、行事等で、司書、ボランティアの活用を図る。
- ・ 公民館等における図書の充実や、図書の配置を工夫する。
- ・ 子どもフェスティバル等のイベントで子どもの読書関連事業を行う。
- ・ 読書グループ等への支援を図る。
- ・ 公民館図書室等利用のPRを行う。

公民館等での活動

図書室の書架が狭く、配架冊数が限られるため、配本する内容を絵本や読み物に絞って配架するなどの工夫をしている。



公民館図書室



ボランティア団体による読み聞かせ
(東部公民館でのおはなし会)

エ ボランティア団体

【現状と課題】

図書館では、図書館に足を運んでもらうきっかけづくりとして、ボランティア団体に人形劇やおはなし会等子ども向けの事業を年間にわたって委託実施しています。ボランティア団体に練習や話し合いの場の提供を行い、活動の支援を行っています。

今後、さらにどのようにボランティアの裾野を広げるかが課題となっています。

【これまでの取組み】

- ・ 図書館でのボランティア活動の実施回数（単位：回）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
33	33	33

- ・ ボランティアが図書館で練習等を行った延人数（単位：人）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
247	303	399

【これからの取組み】

- ・ ボランティア団体が主体性を持って活動できるように支援する。
- ・ ボランティア育成講座や研修会への積極的な参加を促す。
- ・ 他図書館実施の研修会等について、情報提供を行う。
- ・ ボランティアの活動拠点（活動や練習の場等）の確保を行う。

ストーリーテリング講座

子どもへの読み聞かせに堪能なボランティア等を対象に、外部講師によるストーリーテリング講座を図書館で実施した。

その他、おはなし塾や読み聞かせ実践講座などを実施した。



オ 図書館

【現状と課題】

図書館では、ブックリストや図書館だより等を作成し、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域への積極的な情報提供を行うとともに、ボランティア団体への支援を行っています。

また、親子で参加できる「おはなし会」、「人形劇」、「えいが会」などの行事を、年間を通じて実施しています。

そのほか、小学校の図書館見学や夏休み子ども図書館員の受け入れなどにより、子どもが図書館や本に親しむきっかけづくりを行っています。

今後の課題としては、これらの活動により、さらに子どもたちに図書館を利用してもらうことがあげられます。また、図書館が今以上の中心的役割を果たすためには、関係機関と連携を取るとともに、情報提供等を積極的に行うことが重要と考えます。

【これまでの取組み】

- ・ブックリストの配布（単位：回）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3	3	3

- ・夏休み子ども図書館員の受入人数（単位：人）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
17	16	16

- ・親子参加型行事の実施（単位：人）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1,320	1,339	1,169

- ・養成講座等の開催（単位：回）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
25	25	22

【これからの取組み】

子どもが読書の楽しさ、大切さを知ることができるよう、引き続き学校園所へ図書館おススメの本のリスト、図書館だよりの配布を行うとともに、学校等と連携して子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。

障害のある子どもが本に親しめるように、図書館利用の際の介助、手話、筆談等によるコミュニケーションの確保等、障害に応じた支援の充実に努めます。また、点字資料や大活字本の充実など、読書バリアフリーに配慮したサービスの提供により、視覚障害のある子どもの読書活動

の支援に努めます。

【家庭】

- ・親子揃って楽しむことができる行事を実施し、本に触れる機会をつくる。
- ・子どもの本に関心を持ってもらうための講座を実施する。
- ・家庭で眠っている本を活用できる機会の提供を行う。

【学校、幼稚園、保育所】

- ・各年齢別（学年別）図書リストの作成及び配布を行う。
- ・トライやる・ウィークや夏休み子ども図書館員、図書館見学の受け入れを行う。
- ・子どもが読書に興味・関心を持ち、楽しみながら読書ができる取組みを支援する。

【地域】

- ・公民館等図書室の配置やポップについて助言を行う。
- ・公民館等図書室への児童図書の充実を図る。

【ボランティア】

- ・ボランティア養成のための講座や研修会等を実施する。
- ・ボランティア団体の活動の支援を行う。

高校生ボランティアによる読み聞かせ

夏休みに、生涯学習課が行った子どもフェスティバルで、図書館職員の指導のもと、図書館所蔵の大型絵本を使って高校生ボランティアが読み聞かせを行った。



子どもフェスティバルでの読み聞かせ



一日図書館員での体験活動

夏休みに、市内小学校高学年を対象に一日図書館員を募集して、カウンターでの貸出・返却業務、資料の受入業務、図書の配架業務等の仕事体験を行っている。

(2) 読書活動の啓発、広報の推進

子どもの読書活動の推進を図るには、啓発を行っていくことも重要です。そのために、家庭、地域、学校園所、図書館等で実施している取組みを図書館だより、図書館ホームページ等を通して、広く情報提供を行います。

ア 啓発

【現状と課題】

「子ども読書の日（4月23日）」、「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」「文字・活字文化の日（10月27日）」に合わせて「おはなし、いっぱいの日」や「本の福袋」等を実施し、子どもの読書活動の啓発を行っています。

しかし、個々の活動や行事に絡めてのPRでは限界があるので、さらに子どもが本に触れ、親しむ機会が増えるよう、関係機関が協力して啓発を行う必要があります。

【これまでの取組み】

- ・啓発活動の開催（単位：回）

平成28年度	平成29年度	平成30年度
1	1	3

- ・図書館だより、図書館HP等による啓発活動（単位：回）

平成28年度	平成29年度	平成30年度
12	12	12

【これからの取組み】

関係機関が連携して取組みます。

- ・「子ども読書の日」、「子どもの読書週間」、「文字・活字文化の日」に合わせて、事業を実施する。
- ・関連事業のポスターを関係機関に配布し、啓発を行う。
- ・図書館だより等で、取組みの紹介を行う。

「おはなし、いっぱいの日」を実施

子ども読書の日に合わせて、「子ども劇場実行委員会」による「おはなし、いっぱいの日」を実施し、図書館でしおりづくりや、絵本の読み聞かせなどを行っている。



イ 広報

【現状と課題】

市広報「あいおい」、市ホームページ、図書館ホームページ、図書館だより、地域情報誌等で「おすすめの児童書」、「新刊図書」やイベント情報など、随時情報提供を行っています。

今後、さらに多くの人に、読書について関心を持ってもらうためにホームページや図書館だより等広報の充実を図る必要があります。

【これまでの取組み】

- ・新刊情報の提供（単位：回）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
12	12	12

- ・地域情報誌への情報提供（単位：回）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
11	11	11

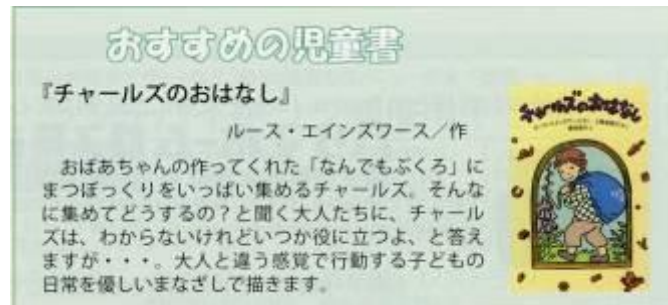
【これからの取組み】

様々な媒体を活用した広報活動に努めます。

- ・市広報「あいおい」、市ホームページ、図書館ホームページ、図書館だより、地域情報誌等で情報提供を行う。
- ・「図書館だより」の活用及び配布先の拡充をする。
- ・図書館行事チラシ等を作成する。
- ・新刊情報の提供を行う。
- ・図書館おすすめの本の紹介をする。

広報あいおいへの掲載

毎月、広報あいおいに「おすすめの児童書」を掲載し、児童書のPRを行った。



(3) 関係機関との連携、協力の推進

【現状と課題】

子どもの読書活動を推進するにあたり、学校、幼稚園、保育所、図書館、社会教育施設、ボランティア団体等の機関が連携・協力し、読書の楽しさや大切さを伝える取組みを進めています。主な連携として、学校からの図書館見学の受け入れ、ボランティアの図書館、学校、幼稚園等での活動支援、学校、ボランティア等への団体貸出などを行っています。

今後も、この連携を継続しながら、さらに取組みを充実させていく必要があります。

【これまでの取組み】

- ・団体貸出冊数（単位：冊）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3,340	3,578	3,638

【これからの取組み】

学校、幼稚園、保育所、地域、公共施設、ボランティア団体との連携により、お互いの機能を補い合います。

- ・ボランティア養成のための講座や研修会を実施する。
- ・学校図書館業務従事員の研修会や、情報交換会に参加し、助言や情報提供を行う。
- ・幼稚園の図書担当教諭に研修等の機会提供を行う。
- ・保育所職員に研修等の機会提供を行う。
- ・PTA、学校園所、図書館との連携による読書活動を行う。

小学校の施設見学

学校と連携して、小学生の図書館見学の受け入れを行っている。子どもたちはクイズ形式で図書館の便利な使い方を学んだり、郷土資料室保管の古文書を見たり、本の貸出業務を体験している。



小学校1年生による見学会

参 考 資 料

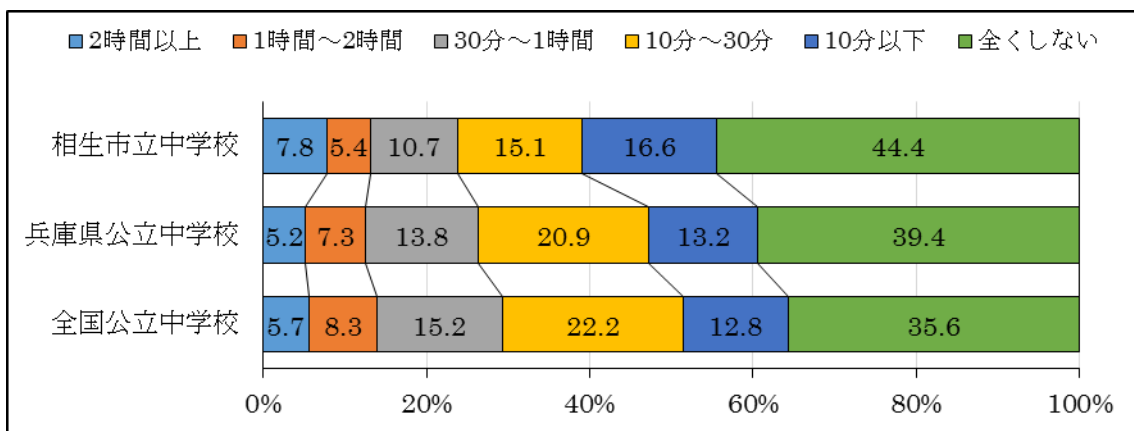
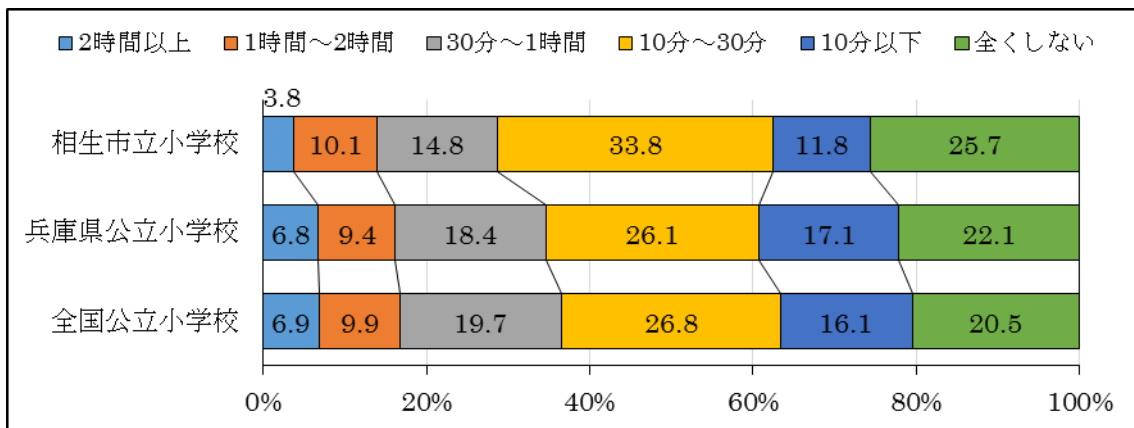
《アンケートに見る子どもの読書活動の状況》

1 1日当たりの子どもの読書時間（全国学力・学習状況調査による）

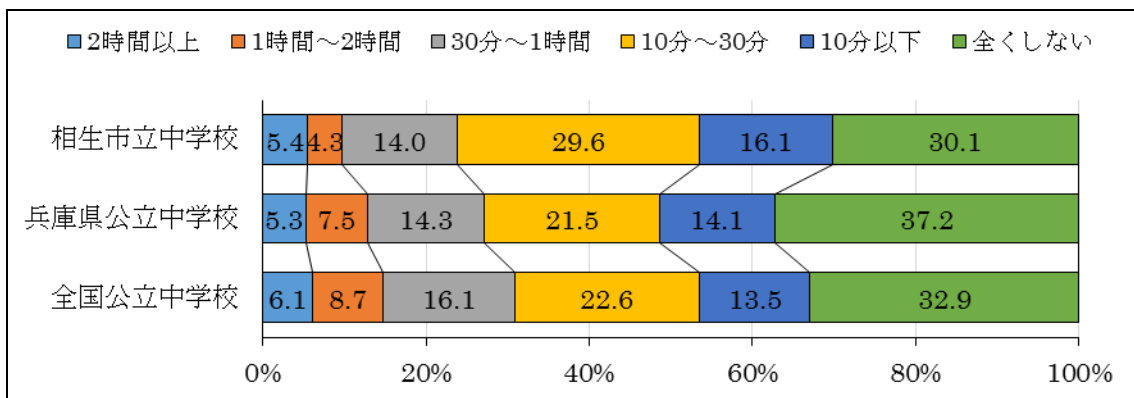
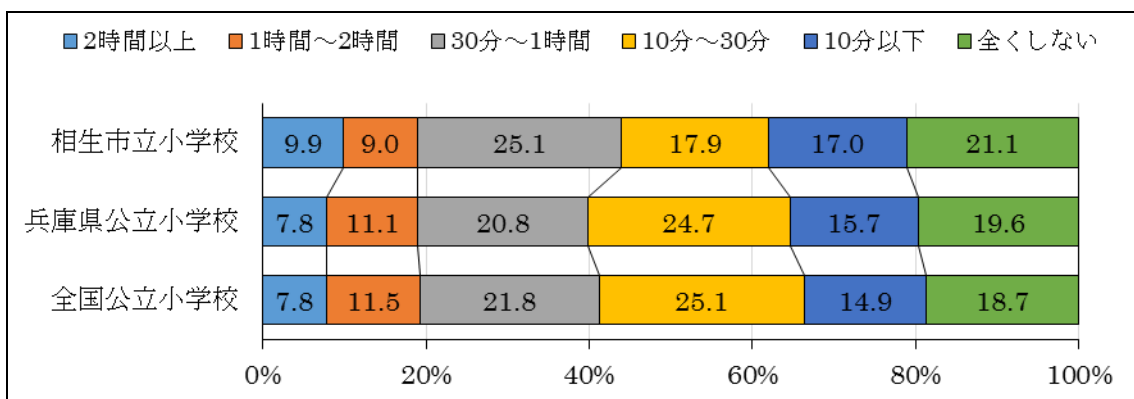
子どもが学校の授業以外の1日当たりの読書時間（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）は、平成29年度の調査では、30分以上読書をする子どもの割合は、相生市の小学生28.7%、中学生23.9%となっています。また、平成30年度の同調査においては、小学生44.0%、中学生23.7%となっており、小学生の場合は増加していますが中学生の場合、横ばい状態にあります。

これは、国、県と比べて、小学生では国の平均より2.9ポイント、県の平均より4.3ポイント高くなっています。また、中学生では、全く読書をしていない生徒の割合が30.1%と国の平均に比べて2.8ポイント、県の平均に比べて7.1ポイント低い状態となっています。

平成29年度



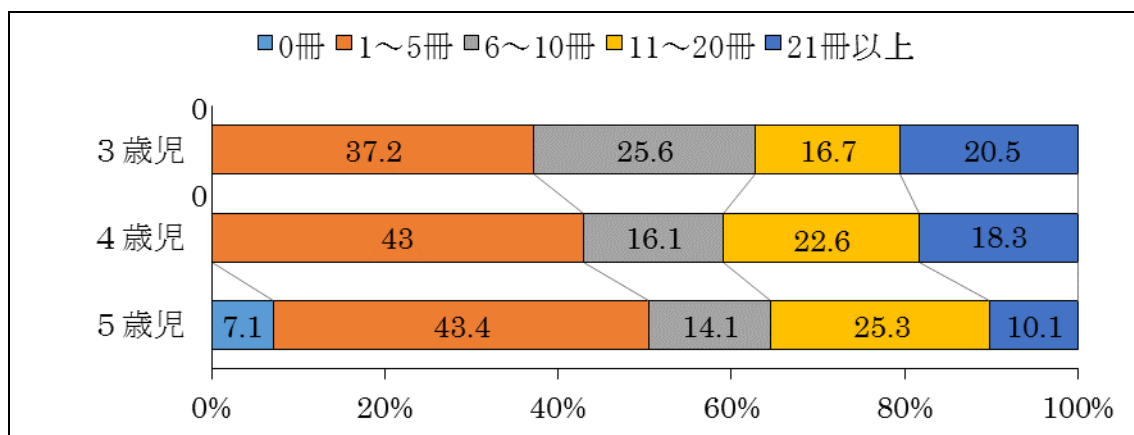
平成30年度



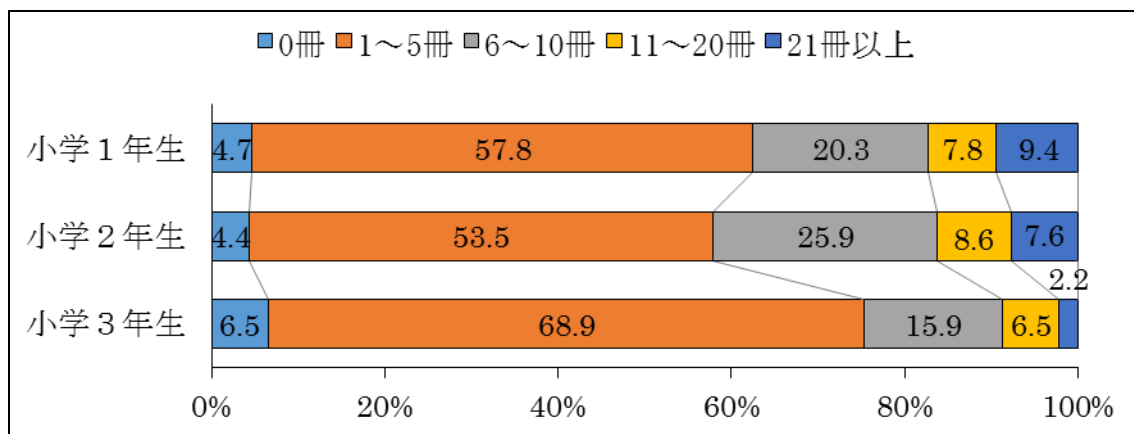
2 1か月当たりの読書冊数（相生市PTA連絡協議会アンケート調査による）

平成30年度に相生市PTA連絡協議会が、子どもの1か月当たりに読む本の冊数をアンケート調査したところ、まったく読書をしない児童・生徒もおりますが、全体的にみて1冊から5冊が一番多くなっています。

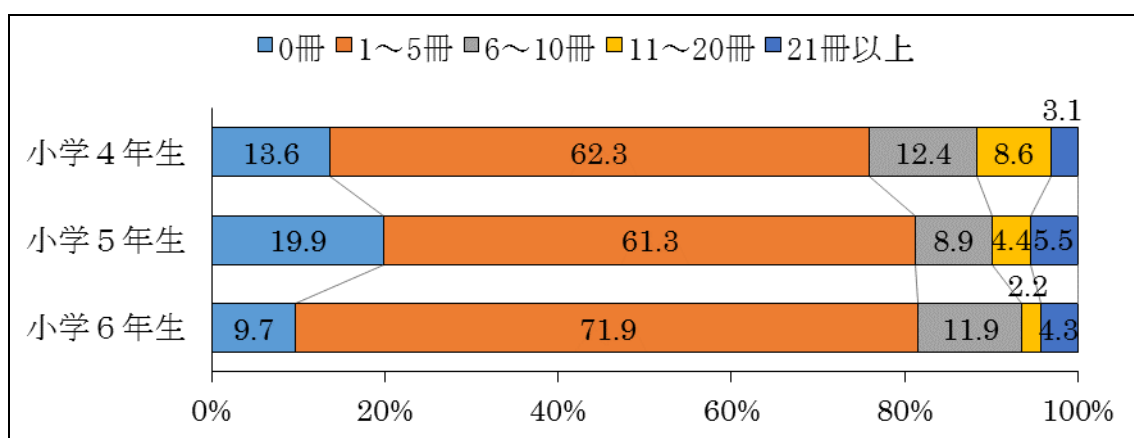
● 3歳児～5歳児



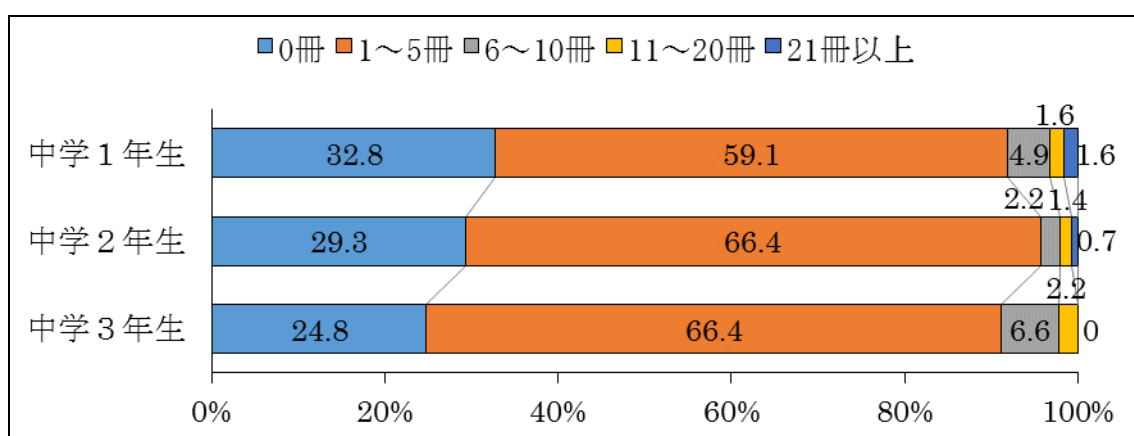
● 小学1年生～小学3年生



●小学4年生～小学6年生



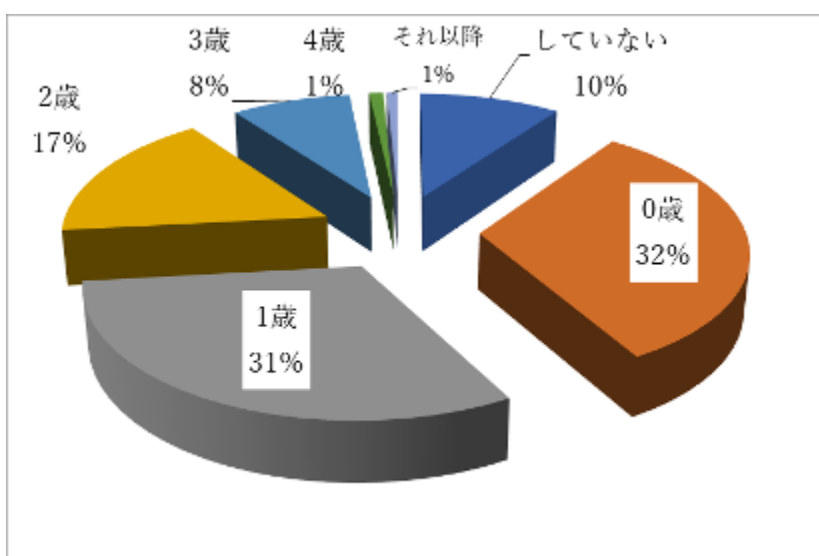
●中学1年生～中学3年生



3 読み聞かせを行った時の子どもの年齢（平成30年度PTAアンケート）

読み聞かせを始めた年齢を見ると0歳が一番多くて32%、次いで1歳が31%で全体の63%を占めており、多くの家庭で乳幼児から読書活動が行われています。しかし、読み聞かせを行っていない家庭も10%となっています。

子どもが幼い時期の読書体験は、主に家庭における体験です。今後は、読み聞かせ等読書活動を行っている家庭に対しても、していない家庭に対しても、保護者が子どもの読書活動への理解を深め、実践していくための啓発活動や情報提供を行っていく必要があります。



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する義務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する義務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。